

**【表紙】**

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年12月28日
【中間会計期間】	第57期中（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）
【会社名】	株式会社サハダイヤモンド
【英訳名】	SAKHA DIAMOND Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 裕昭
【本店の所在の場所】	東京都台東区浅草橋三丁目34番10号202
【電話番号】	(03)5846-9261
【事務連絡者氏名】	本庄 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区浅草橋三丁目34番10号202
【電話番号】	(03)5846-9261
【事務連絡者氏名】	本庄 勉
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第55期中	第56期中	第57期中	第55期	第56期
会計期間	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自令和3年 4月1日 至令和3年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日	自令和2年 4月1日 至令和3年 3月31日
売上高 (百万円)	12	10	7	21	23
経常損失( ) (百万円)	37	41	66	80	83
親会社株主に帰属する中間 (当期)純損失( ) (百万円)	37	41	68	89	65
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	37	44	68	87	68
純資産額 (百万円)	348	254	161	298	230
総資産額 (百万円)	406	312	193	360	276
1株当たり純資産額 (円)	0.83	0.61	0.39	0.71	0.55
1株当たり中間(当期)純 損失金額( ) (円)	0.09	0.10	0.16	0.21	0.16
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	85.4	81.2	84.3	82.6	83.8
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	38	23	53	136	51
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	20	1	0	15	0
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	0	-	0	0	0
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	224	103	24	130	77
従業員数 (人)	1	2	2	2	2
(外、平均臨時雇用者数)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)

(注) 1.売上高には、消費税等は含まれておりません。

2.潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第55期中	第56期中	第57期中	第55期	第56期
会計期間	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自令和3年 4月1日 至令和3年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日	自令和2年 4月1日 至令和3年 3月31日
売上高 (百万円)	0	0	0	1	0
経常損失 ( ) (百万円)	57	25	40	152	46
中間(当期)純利益又は中 間(当期)純損失 ( ) (百万円)	57	26	40	158	29
資本金 (百万円)	10	10	10	10	10
発行済株式総数 (千株)	419,172	419,172	419,172	419,172	419,172
純資産額 (百万円)	230	102	58	128	99
総資産額 (百万円)	263	136	63	163	105
1株当たり純資産額 (円)	0.55	0.24	0.14	0.31	0.24
1株当たり中間(当期)純 利益金額又は1株当たり中 間(当期)純損失金額 ( ) (円)	0.14	0.06	0.09	0.38	0.07
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	86.8	74.7	92.3	78.5	93.9
従業員数 (人)	1	1	1	1	1

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社関係会社）が営む事業について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

令和3年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
ダイヤモンド事業	0（0）
ダイヤモンド研磨事業	0（0）
トレーディング事業	0（0）
全社（共通）	1（1）
合計	1（1）

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向を除き、グループ外から当社グループへの出向を含む。)であり臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は年間の平均人員を( )外数で記載していません。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない提出会社に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

令和3年9月30日現在

従業員数（人）	1
---------	---

- (注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向を除き、グループ外から当社グループへの出向を含む。)であります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1)経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はありません。

(2)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう緊急事態宣言の発令等により、経済活動に大きな制約を受けており、企業業績の悪化等による景気減速への影響が懸念される等、先行きは不透明な状況となっております。緊急事態宣言解除にともない国内の個人消費については足元持ち直しの兆しもみられるものの、世界的には感染拡大が続いており収束時期の目途が立たない中、引き続き予断を許さない状況にあります。

ダイヤモンド業界を取り巻く環境につきましては、依然として厳しい経営環境が継続しております。

### 2【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事業のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることと認識している以下のリスクが発生しております。

なお、文中の将来に関する事項は当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

また、以下の見出しに付された項目番号は前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」の項目番号に対応しております。

#### (1) 事業等のリスク

ダイヤモンドの国際相場の変動について

主力商品でありますダイヤモンドは、国際相場の動向により在庫価値に変動が生じる恐れがあります。為替相場の変動について

ダイヤモンドを含む海外取引における資金決済は、米ドル建で行われるため、為替差損が生じる恐れがあります。また、逆に為替差益が発生する可能性もあります。

経済状況について

ダイヤモンド等の仕入れの主力地は、ロシア連邦サハ共和国等であり、海外にあります。今後、急激な海外情勢等の変化があった場合、売上・仕入面においての影響があります。また、日本及び世界各国の一般消費が低迷すると、宝飾品等の販売は全面的に低迷する恐れがあります。

全世界的なパンデミックレベルの流行性感染症について

今般の新型コロナウイルスの蔓延により国内国外での外出規制や、長期海外渡航の禁止による意図しない仕入・商談の停止、国内外の消費・需要の減少等が発生し販売の低迷が続く可能性があります。

#### (2) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、過年度において、継続的な営業損失を計上しており、前連結会計年度において、重要な営業損失、及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。

また、当中間連結会計期間においては、重要な営業損失、及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。なお、施策等の詳細につきましては、当社グループにおいては、当該状況を解消し早期黒字化を図ることが優先課題であり、主に以下に示す施策を積極的に推進しております。

国内は、エンゲージリング、マリッジリングの販売を強化し、あらゆる施策に取り組み、収益拡大に努めます。

収益の向上に努めるため、管理コストの徹底した見直し改善を実施します。

顧客サービスを重視した社員教育に取り組み、活力ある人材の育成に努めます。

全ての部門の業務遂行状況、法令等の遵守状況を監査役が監視し、強固なコーポレート・ガバナンス体制を敷いてまいります。

営業実績管理の徹底を図り、収益目標を達成してまいります。

当社グループといたしましては、主に以上の施策を実施することにより、利益体質への転換と、事業の資金面での安定化に努めてまいります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当中間連結会計期間における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態及び経営成績等の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、2019年10月からの消費税の増税、2020年3月頃からの新型コロナウイルス蔓延などにより国内消費が前年に比べ縮小しており、全体的にとらえると生活防衛の為、今まで消費に回っていた資金が貯蓄へシフトしている状況が垣間見られます。世界的に見てもフランス・ロシア等西欧諸国は新型コロナウイルスによる死者が増加に伴い、ロックダウンによる行動制限を行い各国ともに個人消費が前年に比べ縮小しており、英国においても例外ではありません。しかし他方では、アメリカ大統領選挙中において米国株価が上昇しています。また、株高が日本も含めて続いています。また、中国や東南アジア諸国においては欧米に比べ新型コロナウイルスの影響も西欧に比べると弱い為、同様に株価が上昇しています。日本においては個人消費の弱さから、新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限なども影響し景気の先行きは依然不透明な状況にあります。

このような経済状況のもと、当社グループの属する宝飾業界は、依然として厳しい経営環境が継続しております。

連結子会社の株式会社バージンダイヤモンドが展開するダイヤモンド事業では、エンゲージリング及びマリッジリングをメインとした「Virgin Diamond」及び楽天市場の「ザ・ベストサプライズ」のインターネット販売に加え、プライダグジュエリー及び高額品の店舗販売を行っております。プライダグジュエリー及び高額商品の販売に取り組んでまいりましたが、インターネット販売についてはプロポーズリングを除く需要の弱さ、先般からの新型コロナウイルスの影響から低迷しております。渡航制限等がなくなり次第、国内外での需要を確認しながら、ロシア国営企業「アルロサ」からの直接仕入れを行い、原石ルース問わず、商品の開拓を再開する予定であります。

この結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高は7百万円（前年同期比27.1%減）、営業損失は67百万円（前年同期は45百万円）、経常損失は66百万円（前年同期は41百万円）、親会社株主に帰属する中間純損失68百万円（前年同期41百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### （ダイヤモンド事業）

日本におけるダイヤモンド事業の売上高は7百万円（前年同期比26.9%減）、セグメント損失は43百万円（前年同期は15百万円）となりました。

#### （ダイヤモンド研磨事業）

ロシアにおけるダイヤモンド研磨事業の売上高は0百万円（内部売上は含めず）、セグメント損失は2百万円となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、主に本社機能維持に係る必要経費のため前連結会計年度末に比べ52百万円減少し、24百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、資金は53百万円減少（前年同期23百万円減少）となりました。税金等調整前当期純損失が68百万円あり、棚卸資産の減少により30百万円増加し、のれんの償却により2百万円増加し、売上債権の増加により2百万円減少したことによるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は0百万円となりました。これは、貸付金の回収による収入0百万円あったことによるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、資金は0百万円減少（前年同期0百万円）となりました。

生産、受注及び販売の実績

(1) 商品仕入実績

当中間連結会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
ダイヤモンド事業	1	112.7
ダイヤモンド研磨事業	-	-
トレーディング事業	-	-
合計	1	112.7

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
ダイヤモンド事業	7	73.1
ダイヤモンド研磨事業	-	-
トレーディング事業	-	-
合計	7	73.1

- (注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社M I A R E	3	36.9	2	33.3

(2) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において、判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において、一般に公正妥当と認められている会計基準により作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営陣による会計方針の採用、資産・負債及び収益・費用の計上については会計基準及び実務指針等により見積もりを行っています。この見積もりについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積もりには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なることがあります。

なお、中間連結財務諸表の作成のための重要な会計基準等は「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項(中間連結財務諸表の作成のための基本となる事項)」に記載のとおりであります。

## (2) 経営成績の分析

### 売上高

当中間連結会計期間における売上高は7百万円（前年同期比27.1%減）となりました。

### 売上総利益

当中間連結会計期間における売上総利益は 25百万円（前年同期比607.4%減）となりました。

### 販売費及び一般管理費

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は41百万円（前年同期比17.8%減）となりました。

### 営業損益

以上の結果により、当中間連結会計期間における営業損失は67百万円（前年同期は45百万円）となりました。

### 経常損益

当中間連結会計期間における経常損失は66百万円（前年同期は41百万円）となりました。

### 特別損益

当中間連結会計期間において特別損失2百万円の計上となりました。

（前年同期は、特別損益の計上はありません。）

### 親会社株主に帰属する中間純損益

以上の結果、当中間連結会計期間における親会社株主に帰属する中間純損失は68百万円（前年同期は41百万円）となりました。

## (3) 財政状態の分析

当中間連結会計期間末の総資産は193百万円となり、前連結会計年度末と比較して82百万円減少いたしました。

主な原因は、棚卸資産の減少によるものであります。

資産、負債及び純資産の状況は次のとおりであります。

### 資産の部

棚卸資産の減少により30百万円、のれんの減少により2百万円減少したため、82百万円の減少となりました

### 負債の部

主として未払金の減少により3百万円、仮受金の減少により10百万円減少し、負債の部は14百万円の減少となりました。

### 純資産の部

主として当期親会社株主に帰属する中間純損失により68百万円の減少となりました。

## (4) キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要  
キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。現金及び現金同等物の残高は24百万円と前連結会計年度末より52百万円減少しております。主に本社機能維持に係る必要経費の使用のための減少であります。

今後の事業展開上、十分な手持ち資金ではないことから引き続き、営業面ではそれぞれの事業により販売の開拓を積極的に推進し売上を向上させ、営業活動によるキャッシュ・フローの増大を図り、併せて、管理費の削減、経営の効率化を図り、財務体質の改善に努めてまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備の異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、重要な設備の新設、除却はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	628,000,000
計	628,000,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株)(令和3年9月30日)	提出日現在発行数 (株)(令和3年12月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	419,172,137	419,172,137	非上場	単元株式数 1,000株
計	419,172,137	419,172,137	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】  
該当事項はありません。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
令和3年4月1日～ 令和3年9月30日		419,172,137		10		168

( 5 ) 【大株主の状況】

令和3年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式 を除く。)の 総数に対 する所有株 式数の割合 (%)
宗教法人慈照会	栃木県芳賀郡芳賀町西水沼1047-1	71,631	17.03
松本 裕昭	栃木県宇都宮市	50,100	11.96
山崎 和也	青森県弘前市	28,970	6.91
EUROCLEAR BANK S.A./N.V.	1BOULEVARD DU ROI ALBERT ,B-1210 BRUSSELS,BELGIUM	12,102	2.89
SCBHK AC SUN HUNG KAI INV SERVICES LTD-CL UNLISTED SHARES A/C (常任代理人・株式会社三菱UFJ銀行 決済事業部)	L E E GARDEN ONE,33 HYSAN AVENUE,CAUSEWAY BAY ,HONG KONG (東京都千 代田区丸の内2丁目7-1)	6,097	1.46
CORE PACIFIC-YAMAICHI INTERNATIONAL (H.K.)LIMITED A/C CLIENT (常任代理 人・香港上海銀行東京支店)	11/F, CHINA RESOURCES BUILDING, 26 HARBOUR ROAD,WANCHAI, HONG KONG (東京都 中央区日本橋3丁目11-1)	6,077	1.45
阿部 健治郎	東京都中野区	5,660	1.35
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOUR ROAD, WANCHAI ,HONG KONG (東京都中央区日本橋3 丁目11-1)	5,619	1.34
大谷 洋介	神奈川県横浜市	4,200	1.00
PHILLIP SECURITIES (HK) LTD.	10/F, TWO HARBOURFRONT, 22 TAK FUNG STREET, HUNG HOM, KOWLOON, HONG KONG (東 京都新宿区新宿6丁目27番30号)	3,875	0.93
計	-	194,331	46.32

( 6 ) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 165,000	-	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 414,483,000	414,483	同上
単元未満株式	普通株式 4,524,137	-	同上
発行済株式総数	419,172,137	-	-
総株主の議決権	-	-	-

【自己株式等】

令和3年9月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社サハダイヤ モンド	東京都台東区浅草 橋3丁目34番 10号-202	165,000	-	165,000	0.04
計	-	165,000	-	165,000	0.04

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日まで役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の中間財務諸表について、公認会計士 今若利男及び 公認会計士 富樫憲史により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	77	24
受取手形及び売掛金	5	8
棚卸資産	117	87
原材料及び貯蔵品	11	11
前払費用	0	0
その他	3	4
貸倒引当金	-	-
流動資産合計	216	136
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	31	31
減価償却累計額	4	4
建物及び構築物(純額)	27	26
土地	13	13
その他	30	30
減価償却累計額	18	18
その他(純額)	11	12
有形固定資産合計	52	52
無形固定資産		
ソフトウェア	1	1
のれん	1	-
無形固定資産合計	3	1
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
固定化営業債権	394	393
長期貸付金	4	3
その他	0	0
貸倒引当金	394	393
投資その他の資産合計	4	2
固定資産合計	60	57
資産合計	276	193

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	23	23
短期借入金	0	0
未払法人税等	0	0
未払金	11	7
その他	11	0
流動負債合計	46	32
固定負債		
その他	-	-
固定負債合計	-	-
負債合計	46	32
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	10	10
資本剰余金	244	244
利益剰余金	21	89
自己株式	2	2
株主資本合計	230	162
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1	0
その他の包括利益累計額合計	1	0
非支配株主持分	1	0
純資産合計	230	161
負債純資産合計	276	193

## 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
売上高	10	7
売上原価	5	33
売上総利益	5	25
販売費及び一般管理費	1 50	1 41
営業損失( )	45	67
営業外収益		
受取利息	0	0
為替差益	-	0
貸倒引当金戻入額	0	1
その他	4	0
営業外収益合計	4	1
営業外費用		
支払利息	-	0
為替差損	0	-
その他	0	0
営業外費用合計	0	0
経常損失( )	41	66
特別損失		
固定資産除却損	-	0
のれん償却額	-	2
特別損失合計	-	2
税金等調整前中間純損失( )	41	68
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等合計	0	0
中間純損失( )	41	68
非支配株主に帰属する中間純損失( )	0	0
親会社株主に帰属する中間純損失( )	41	68

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
中間純損失( )	41	68
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	2	0
その他の包括利益合計	2	0
中間包括利益	44	68
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	43	68
非支配株主に係る中間包括利益	0	0

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自令和2年4月1日 至令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10	244	43	2	295
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）			41		41
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	41	-	41
当中間期末残高	10	244	2	2	254

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	2	2	0	298
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）				41
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2	2	0	3
当中間期変動額合計	2	2	0	44
当中間期末残高	0	0	0	254

当中間連結会計期間（自令和3年4月1日 至令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10	244	21	2	230
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）			68		68
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	68	0	68
当中間期末残高	10	244	89	2	162

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	1	1	1	230
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）	0	0	0	68
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0			-
当中間期変動額合計	0	0	0	68
当中間期末残高	0	0	1	161

## 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失( )	41	68
減価償却費	1	1
貸倒引当金の増減額( は減少)	0	0
受取利息及び受取配当金	0	0
のれん償却額	0	2
支払利息	-	-
為替差損益( は益)	0	0
前払費用の増減額( は増加)	12	0
売上債権の増減額( は増加)	0	3
前受金の増減額( は減少)	2	-
前渡金の増減額( は増加)	-	-
未収消費税等の増減額( は増加)	3	0
棚卸資産の増減額( は増加)	0	30
仕入債務の増減額( は減少)	0	0
その他	1	15
小計	22	52
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	-	-
法人税等の支払額	0	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	23	53
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	0
貸付けによる支出	5	0
貸付金の回収による収入	3	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	1	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	0
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	0
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	26	52
現金及び現金同等物の期首残高	130	77
現金及び現金同等物の中間期末残高	103	24

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

当社グループは、継続的な営業損失を計上しており、当中間連結会計年度において、重要な営業損失及び、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しております。

これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況の解消に向けて、過年度に有限責任会社サハユーロ・ダイヤモンドの出資持分を取得して子会社とし、ロシアのアルロサから直接原石を仕入れ、研磨し国内に仕入れることが可能となった為、株式会社バージンダイヤモンド及び有限責任会社サハユーロ・ダイヤモンドを中心としてダイヤモンドの拡販により、収益の柱となるダイヤモンド事業の再構築を図って行きます。

当社グループは、事業計画を着実に実行し、株式会社バージンダイヤモンドを中心とした既存のダイヤモンド事業の収益力の改善に注力するとともに、コストダウン施策の実施、経費全般の見直しを継続して実施し、収益体質の改善を図ってまいります。

しかしながら、当社グループの計画は、当社グループが属する宝飾品業界の価格競争やダイヤモンドの国際的な相場変動、経済状況の変動、全世界的なパンデミックレベルの流行性感染症などの影響を受け、計画が予定通り進まない可能性もあります。

このため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。

( 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 )

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社3社

株式会社バージンダイヤモンド  
株式会社サハダイヤモンド・トレーディング  
有限責任会社サハユーロ・ダイヤモンド

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の中間決算日等に関する事項

株式会社バージンダイヤモンド、株式会社サハダイヤモンド・トレーディングの中間会計期間の末日は中間連結決算日と一致しております。有限責任会社サハユーロ・ダイヤモンド(中間決算日6月30日)については、子会社の中間決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

ダイヤの一部は個別法による原価法、その他のたな卸資産は移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～20年

工具器具備品 3～20年

無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (ハ) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (ニ) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、ダイヤモンド関連事業を主な事業とし、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

##### (ホ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

##### (ヘ) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、5年間の定額法により償却を行っております。

##### (ト) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

##### (チ) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に与える影響、及び当中間連結会計期間の中間連結財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券以外の有価証券については取得原価をもって中間連結貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって中間連結貸借対照表価額としております。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号)附則第6条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(中間連結貸借対照表関係)  
該当事項はありません。

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
支払手数料	24百万円	22百万円
人件費	8	8
支払報酬	11	6

2 「のれん償却額」は、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(平成10年5月12日 日本公認会計士協会。以下、「資本連結実務指針」という。)第32項の規定に基づき、国内連結子会社が保有するサハ・ユーロダイヤモンド株式の減損処理に伴って、のれんを償却したものであります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	419,172,137	-	-	419,172,137
合計	419,172,137	-	-	419,172,137
自己株式				
普通株式	58,985	106,000	-	164,985
合計	58,985	106,000	-	164,985

増加株式数は、単元未満株式の買い取り請求および譲渡による取得であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自令和3年4月1日 至令和3年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当中間連結会計期間 増加株式数（株）	当中間連結会計期間 減少株式数（株）	当中間連結会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	419,172,137	-	-	419,172,137
合計	419,172,137	-	-	419,172,137
自己株式				
普通株式	165,885	10	-	165,895
合計	165,885	10	-	165,895

増加株式数は、単元未満株式の買い取り請求および譲渡による取得であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）
現金及び預金勘定	103百万円	24百万円
現金及び現金同等物	103	24

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形及び売掛金(*2)	5	5	-
(2) 貸付金(*3)	4	4	0
(3) 固定化営業債権(*4)	394	394	-
貸倒引当金	394	394	-
差引	0	0	-
資産計	9	9	0
(1) 支払手形及び買掛金(*2)	23	23	-
(2) 未払金(*2)	11	11	-
負債計	34	34	-

(\*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(\*3) 回収可能性を反映した元利息の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた価値により算定しております。

(\*4) 固定化営業債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 以下の金融商品は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	0

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形及び売掛金(*2)	8	8	-
(2) 貸付金(*3)	3	3	0
(3) 固定化営業債権(*4)	393	393	-
貸倒引当金	393	393	-
差引	0	0	-
資産計	11	11	0
(1) 支払手形及び買掛金(*2)	23	23	-
(2) 未払金(*2)	7	7	-
負債計	31	31	-

(\*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(\*3) 回収可能性を反映した元利息の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた価値により算定しております。

(\*4) 固定化営業債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 以下の金融商品は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当中間連結会計年度(百万円)
非上場株式	0



2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)受取手形及び売掛金	-	8	-	8
(2)貸付金	-	3	-	3
(3)固定化営業債権	-	0	-	0
資産計	-	11	-	11
(1)支払手形及び買掛金	-	23	-	23
(2)未払金	-	7	-	7
負債計	-	31	-	31

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

(1)受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)貸付金

回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3)固定化営業債権

帳簿価額から貸倒見積高を控除して回収見込み額等をもとに算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)未払金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(令和3年3月31日)

該当事項はありません。

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額0百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

該当事項はありません。

(注)非上場株式(中間連結貸借対照表計上額0百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりである。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項(二)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。したがって、当社グループは、「ダイヤモンド事業」、「ダイヤモンド研磨事業」、「トレーディング事業」の3つを報告セグメントとしております。

「ダイヤモンド事業」は、日本におけるインターネット及び店舗によるブライダルジュエリー等の販売を行っております。

「ダイヤモンド研磨事業」は、ロシア連邦サハ共和国(ヤクーチャ)にある有限責任会社サハユーロ・ダイヤモンドが行っております。

「トレーディング事業」は、各種商品の販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は社内振替価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	ダイヤモンド事業	ダイヤモンド研磨事業	トレーディング事業	
売上高				
外部顧客への売上高	10	18	-	29
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	18	-	18
計	10	0	-	10
セグメント損失( )	15	25	0	40
セグメント資産	177	16	0	194
その他の項目				
減価償却費	0	0	-	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	-	-	-

当中間連結会計期間（自令和3年4月1日 至令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			
	ダイヤモンド 事業	ダイヤモンド研 磨事業	トレーディング 事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	7	-	-	7
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-
計	7	-	-	7
セグメント損失( )	43	2	0	46
セグメント資産	113	16	0	130
その他の項目				
減価償却費	0	0	-	0
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	-	0	-	0

4．報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	29	7
セグメント間取引消去	18	-
中間連結財務諸表の売上高	10	7

（単位：百万円）

利益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	40	46
本社管理部門及び各報告セグメント間の相殺消去	23	0
全社費用（注）	28	21
中間連結財務諸表の営業損失( )	45	67

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：百万円）

資産	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	194	130
本社管理部門及び各報告セグメント間の相殺消去	18	0
全社資産（注）	136	63
中間連結財務諸表の資産合計	312	193

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		中間連結財務諸表計上額	
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
減価償却費	0	0	0	0	1	1
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	-	-	-	-	-

【関連情報】

前中間連結会計期間（自令和2年4月1日 至令和2年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	ヨーロッパ	合計
10	-	0	10

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	ヨーロッパ	合計
42	12	54

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社M I A R E	3	ダイヤモンド事業

当中間連結会計期間（自令和3年4月1日 至令和3年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	ヨーロッパ	合計
7	-	-	7

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	ヨーロッパ	合計
40	12	52

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社M I A R E	2	ダイヤモンド事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
1株当たり純資産額	0.55円	0.39円

1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純損失金額 ( )	0.10円	0.16円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失金額 ( ) (百万円)	41	68
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 金額 ( ) (百万円)	41	68
普通株式の期中平均株式数 (株)	419,035,108	419,006,251
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 の概要		

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

( 2 ) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	58	18
前払費用	0	0
未収入金	-	-
その他	0	1
貸倒引当金	-	-
流動資産合計	59	19
固定資産		
有形固定資産		
建物	31	31
減価償却累計額	4	4
建物(純額)	27	26
工具、器具及び備品	17	16
減価償却累計額	17	16
工具、器具及び備品(純額)	0	0
土地	13	13
有形固定資産合計	41	40
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	0	0
長期貸付金	4	3
破産更生債権等	1,711	1,730
その他	0	-
貸倒引当金	1,711	1,730
投資その他の資産合計	4	3
固定資産合計	46	44
資産合計	105	63

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	5	4
未払法人税等	0	0
預り金	0	0
その他	-	0
流動負債合計	6	4
負債合計	6	4
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	10	10
資本剰余金		
資本準備金	168	168
その他資本剰余金	76	76
資本剰余金合計	244	244
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	152	192
利益剰余金合計	152	192
自己株式	2	2
株主資本合計	99	58
純資産合計	99	58
負債純資産合計	105	63

## 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
売上高	0	0
売上原価	-	-
売上総利益	0	0
販売費及び一般管理費	28	21
営業損失( )	28	21
営業外収益	2	0
営業外費用	0	18
経常損失( )	25	40
特別損失( )	-	0
税引前中間純利益又は税引前中間純損失( )	25	40
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等合計	0	0
中間純利益又は中間純損失( )	26	40

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自令和2年4月1日 至令和2年9月30日）

（単位：百  
万円）

	株主資本							純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	10	168	76	244	123	123	2	128	128
当中間期変動額									
中間純損失（ ）					26	26		26	26
当中間期変動額合計	-	-	-	-	26	26	-	26	26
当中間期末残高	10	168	76	244	149	149	2	102	102

当中間会計期間（自令和3年4月1日 至令和3年9月30日）

（単位：百  
万円）

	株主資本							純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	10	168	76	244	152	152	2	99	99
当中間期変動額									
中間純損失（ ）					40	40		40	40
自己株式の取得							0	0	0
当中間期変動額合計	-	-	-	-	40	40	0	40	40
当中間期末残高	10	168	76	244	192	192	2	58	58

## 【注記事項】

### （継続企業の前提に関する事項）

当社は、継続的な営業損失を計上しており、当事業年度においても、重要な営業損失、中間純損失を計上しております。

これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するため、当社グループとして過年度に有限責任会社サハユーロ・ダイヤモンドの出資持分を取得して子会社とし、ロシアのアロサから直接原石を仕入れ、研磨し国内に仕入れることが可能となった為、株式会社バージンダイヤモンド及び有限責任会社サハユーロ・ダイヤモンドを中心としてダイヤモンドの拡販により、収益の柱となるダイヤモンド事業の再構築を図っております。

子会社である株式会社バージンダイヤモンドを通じて、引き続き今後の収益の柱となるダイヤモンド事業の再構築を図るとともに、コストダウン施策の実施、経費全般の見直しを継続して実施し、収益改善を図ってまいり所存です。

しかしながら、ダイヤモンド事業は、宝飾品業界の価格競争やダイヤモンドの国際的な相場変動、全世界的なパンデミックレベルの流行性感染症、経済状況の変動などの影響を受け、計画が予定通り進まない可能性もあります。

このため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表には反映しておりません。

### （重要な会計方針）

#### 1．資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2．固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び建物附属設備	15～20年
工具・器具及び備品	3～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3．引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4．重要な収益及び費用の計上基準

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

#### 5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 6．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当中間会計期間の期首の利益剰余金に与える影響、及び当中間会計期間の中間財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券以外の有価証券については取得原価をもって中間貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって中間貸借対照表価額としております。

(中間貸借対照表関係)  
該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

1 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
貸倒引当金繰入額	0百万円	18百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式0百万円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式0百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(収益認識関係)

収益を理解するための基礎となる情報

当社は現在、連結子会社に対する事務代行等のみを行っております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

特記事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

### (1) 有価証券報告書

事業年度（第56期）（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）令和3年6月30日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月28日

株式会社サハダイヤモンド

取締役会 御中

公認会計士今若利男事務所  
千葉県市川市  
公認会計士 今若 利男 印

公認会計士富樫憲史事務所  
東京都足立区  
公認会計士 富樫 憲史 印

### 中間監査意見

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

私たちは、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンド及び連結子会社の令和3年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私たちの責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当社グループは、継続的な営業損失を計上しており、当中間連結会計年度において、重要な営業損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上している。また営業キャッシュフローもマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中

間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う

#### 利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月28日

株式会社サハダイヤモンド

取締役会 御中

公認会計士今若利男事務所  
千葉県市川市  
公認会計士 今若 利男 印

公認会計士富樫憲史事務所  
東京都足立区  
公認会計士 富樫 憲史 印

### 中間監査意見

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私たちは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンドの令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私たちの責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当社は、継続的な営業損失を計上しており、当事業年度においても、重要な営業損失、中間純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の実行責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監

査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。